

令和4年第10回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月20日(木) 午前9時35分～10時40分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1番	豊増	文夫	2番	坂元	兼一
3番	山内	美千代	4番	前野	浩司
5番	田畑	和成	6番	赤崎	敬一郎
7番	小西	義彦	8番		
9番	吉留	義晃	10番	池山	準一

(2) 推進委員 (21名)

11番			12番	甫立	浩二	13番	野間	菊昭
14番	山崎	博文	15番	久保	蘭 貴政	16番	宮崎	栄
17番			18番	三腰	修一	19番	竹井	好博
20番	長野	壯二	21番	濱田	誠	22番	徳留	伸一
23番	東條	好廣	24番	満園	和徳	25番	栗野	一三
26番	堀之内	睦	27番	上屋敷	守	28番	大迫	勝哉
29番			30番	山口	治幸	31番		
32番	楠元	伸一	33番	肝付	兼久	34番	坂元	智一
35番	小坂	和良						

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山	明浩
主幹兼農地係長	小田	寿幸
農地係主査	堀口	浩二
農政課農業政策係主事	永江	優理
担い手育成支援室長	山口	良浩
農地中間管理事業推進員	外川内	勉

4 欠席農業委員 (1名)

8番 南原 奈美子

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (6件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条許可申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農業振興地域内農地利用計画の変更案に係る意見について (1件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (11件)
- (5) 議案第5号 さつま町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて (1件)

6 その他

事務局長 　ただ今から令和4年第10回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　（あいさつ）

事務局長 　ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、8番南原委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員25名のうち、11番下市委員、17番内村委員、29番竹之内委員、31番下境田委員から欠席の申し出がありましたので、21名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、6番赤崎敬一郎委員、7番小西義彦委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
（なしの声あり）
無いようですので、会務報告を終わります。

それでは、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。
本日出席されている農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が1件ありますので、その案件を先に審議いたします。
1ページ、10-2番を議題といたします。
■■■■委員、■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員、■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（堀口） 　議案第1号「農地法第3条許可申請について」の10-2番説明
10-2番
所在：鶴田字■■■■番5、畑、農振農用地区域外、316㎡、所在：鶴田字■■■■番5、畑、農振農用地区域外、384㎡、所有権移転の贈与
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。10-2番、お願いします。

25番委員 　この案件は、1年ほど前、■■■■でグランドゴルフ場を作るということで、

25 番委員 5 条申請で上がってきたものと関係があります。もう、既にグランドゴルフ場はできていますが、■■■さんが、どうしても畑を耕作したいということで、グランドゴルフ場の一番端のところを、■■■からもらうということでした。境界、進入路等は問題ありませんでした。以上です。よろしくお願ひします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

9 番委員 公共の物を個人に、売買ではなく贈与ということで、■■■のしはみんな同意とか、あったんでしょうか。

事務局 (堀口) 当該土地につきましては、先ほど栗野推進委員が言われたように、令和 3 年 9 月付けの 5 条申請で許可をもらっております。その段階で、グランドゴルフ場にして地目変更をしたんですけども、その後、■■■さんが、また畑として使いたいということで、分筆をされ、グランドゴルフのコースを一部変更して、今回、■■■さんが取得されるということで、もともと■■■さんの農地だったところを一部もどしてくれ、使いたいからいけんかならんかという相談で、■■■の役員さんたちも協議をされて、■■■の総意として今回の贈与になったと聞いております。

議長 ほかに、ございませんか。
(なしの声)
よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 10-2 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 10-2 番は、許可することに決定いたします。
■■■委員、■■■委員の入室をお願いします。{■■■委員、■■■委員入室}

次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」のうち、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明
10-1 番
所在：湯田字■■■番 4、畑、農振農用地区域外、254 m²、所有権移転の贈与
10-3 番
所在：求名字■■■番、田、農振農用地区域内、562 m²、所有権移転の売買
10-4 番
所在：求名字■■■番、畑、農振農用地区域外、1,145 m²、所有権移転の売買
10-5 番
所在：中津川字■■■番 4、畑、農振農用地区域内、1,768 m²、所有権移転の売買

事務局
(堀口)

10-6 番
所在：中津川字 番 1、畑、農振農用地区域内、1,675 m²、所有権移転の売買

以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。10-1 番、お願いします。

13 番委員

まず、君は、君の姉の旦那さんにあたります。ですから義理の兄さんになるわけですが、君は勤めで、ほとんど農業にはタッチしていないということで、君が会社員ですが、もうすぐ定年ということで、農業を本格的に始めたいという意向もありましたので、そういう形で話がついたようでもあります。それで、番 4 ですが、先月出ました畑は、君の家の隣にあります、その間の 254 m²を分筆されています。先月、番 1 の 3 条申請がされていたんですが、分筆されているということで、今回、また、番 4 を贈与という形で申請されたということでもあります。進入路も境界も、杭をちゃんと打ってありましたので問題は無いと思われまいます。よろしくをお願いします。

議長

10-3 番、お願いします。

事務局
(堀口)

竹之内推進委員が欠席のため、事務局に報告があった内容をお知らせいたします。こちらの農地につきましては、特に問題は無く、進入路、境界ははっきりしていたので、何も問題ありませんでしたという報告を受けております。以上です。

議長

10-4 番、お願いします。

30 番委員

鹿児島市に住んでいらっしゃるさんは、住所はもともとこっちにあって、住まれていたんですが、もう長年空き家になっていて、今回、このさんが、空き家バンクに登録してあったもので、それを購入されて、この畑はそこに付随しているもので、そこで野菜の苗を栽培している方です。私が確認したところ、何ら問題はなかったと思います。以上です。

議長

10-5 番、6 番、お願いします。

33 番委員

10-5 番のさんは、虎居に住んでいらっしゃいます。中津川出身ですが、長年虎居に住んでいらっしゃって、土地は所有されているみたいです。君は新規就農者で、10-6 番で出てきますさんの田んぼを 3 丁歩くらい借りて、今年から耕作されています。現地を確認しましたところ、開発区域で、土地改良事業で区画整理されており、進入路、法面等もしっかりしていて、何ら問題無い畑でした。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案

議長

件は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件は、許可することに決定いたします。

次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-1番を議題といたします。

なお、4ページ、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-1番について説明
所在：中津川字 [] 番2、畑、農振農用地区域内、1,431 m²、地種：農振農用地区域内農地、形態：転用、用途：農業用倉庫等用地、施設：農業用倉庫・資材置場・駐車場、施設面積：200.00 m²、申請地を譲り受け農業用倉庫を建築し、資材置場等を設置したい。

関連部分の4ページ、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番説明

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

33番委員

先ほど、3条申請で出ました10-5番と6番の畑の、その中間になります。 [] 君が、先ほど説明しました [] さんの農機具を譲り受け、乾燥糶を入れる倉庫を作りたいということで、この畑も区画整理されていて、進入路等もしっかりしていて問題無かったです。以上で説明を終わります。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

本件は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を求める案件であります。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-1番について、許可することに賛成の方、併せて議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、用途区分変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-1番は許可することに決定いたしました。

議長 また、議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、用途区分変更を承認することに決定いたします。
 なお、本件は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

 次に、5 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。

事務局
（堀口） 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の 5 ページ農用地利用集積計画書、6 ページ集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長 それでは、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 7 ページ、10-1 番から 3 番を議題といたします。
 事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（堀口） 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の 7 ページ、10-1 番から 3 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
 （なしの声あり）
 無いようですので、それでは採決いたします。議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 10-1 番から 3 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
 （全員挙手）
 全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 10-1 番から 3 番については、妥当とすることに決定いたします。

 次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 8 ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について事務局の説明をお願いします。

事務局
（堀口） 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の 8 ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明

議長 それでは、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の 9 ページから 10 ページ、貸借権設定の 10-1 番から 8 番を議題といたします。
 事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（堀口） 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 9 ページから 10 ページ、10-1 番から 8 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
 （なしの声あり）
 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 10-1 番から 8 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
 （全員挙手）
 全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 10-1 番から 8 番については、妥当とすることに決定いたします。

- 議長 次に、議案第5号「さつま町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」を議題といたします。
事務局の議案の説明をお願いします。
- 事務局 (松山) 議案第5号「さつま町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」の11ページから14ページを朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「さつま町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第5号「さつま町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」は、原案どおり決定いたします。
- 次に、「議案」その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。
(なしの声)
- 事務局より、何かありますか。
(ありません)
無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。
- 次に、会次第6の「その他」で、委員の方から何かありませんか。
(なしの声)
無いようでしたら、事務局より事務連絡はありませんか。
- (事務局より協議・連絡事項あり)
- 事務局
- ・活動記録の徹底について
 - ・農家アンケート（農地の貸したい借りたい総点検活動）について
 - ・先進地研修の実施について
 - ・地区別農地利用最適化推進会議の開催について
 - ・やみ小作の解消（法律に基づく農地貸借の手続き推進）について
 - ・令和4年産米の仮渡金価格について（資料配付）
- 議長 ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして令和4年第10回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。
- 事務局長 全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員